

第七十二号議案

東京都工業用水道条例を廃止する等の条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十一年二月二十日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都工業用水道条例を廃止する等の条例の一部を改正する条例

東京都工業用水道条例を廃止する等の条例（平成三十年東京都条例第百号）の一部を次のように改正する。

附則第二項に後段として次のように加える。

この場合において、旧条例第二十一条の規定に基づき平成三十一年十一月分以降の料金として算定する料金については、同条中「百分の百八」とあるのは、「百分の百十」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）等の施行に伴い、料金の算定に係る規定を改める必要がある。